

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (5件) (治山林道課)	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	5
公 告	
○高知県功労者の表彰 (人事課)	5
入札公告	
○一般競争入札(高知県警察本部で使用する電気)の公告 (警察本部会計課)	5
正 誤	
○正誤(平30・9・4付け 告示)	8

告 示

高知県告示第860号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成30年11月6日

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人地 域医療機能推進 機構高知西病院	高知市神田317番地	平30・11・12	平33・10・31

高知県告示第861号

平成30年5月農林水産省告示第1127号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成30年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所

- 高知市福井東町11番13号
 - 氏名 今橋 一訓
 - 登記簿記載の住所 高岡郡禰原町田野々1074番地1
 - 氏名 中越 繁政
 - 登記簿記載の住所 愛媛県東宇和郡城川町大字川津南3番耕地198番地2
 - 氏名 吉門 榮
 - 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町中津川946番地
 - 氏名 宮地 長門
 - 登記簿記載の住所 高岡郡松葉川村中津川785番地
 - 氏名 輝平 勝太郎
 - 登記簿記載の住所 高岡郡松葉川村中津川25番屋敷
 - 氏名 広田 助次
 - 登記簿記載の住所 幡多郡大正町瀬里274番地9
 - 氏名 坂本 次男
 - 登記簿記載の住所 幡多郡十和村地吉514番地
 - 氏名 森 清子
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。))に係るものに限る。)で定めるところによる。
昭和61年5月農林水産省告示第783号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第862号
- 平成30年5月農林水産省告示第1128号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指

定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所 岐阜県各務原市那加東那加町12番地1
 - 氏名 有光 尚
 - 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号
 - 氏名 有光 啓
 - 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号
 - 氏名 有光 司
 - 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号
 - 氏名 有光 加代子
 - 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三保町2番2号
 - 氏名 有光 章
 - 登記簿記載の住所 南国市下野田42番地2
 - 氏名 有光 隆
 - 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三保町8番30号
 - 氏名 有光 泰子
 - 登記簿記載の住所 アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアークグリーンブリッジ142番地B-3
 - 氏名 有光 隆
 - 登記簿記載の住所 アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアークグリーンブリッジ142番地B-3
 - 氏名 有光 佳代
 - 登記簿記載の住所 アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニュー

<p>ーアークグリーンブリッジ142番地B-3 イ 氏名 有光 央</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年6月農林水産省告示第970号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第863号 平成30年5月農林水産省告示第1129号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年11月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 大分県東国東郡安岐町下原1338番地 イ 氏名 高橋 静夫 (2)ア 登記簿記載の住所 愛媛県喜多郡内子町寺村270番地7 イ 氏名 森本 英章 (3)ア 登記簿記載の住所 大阪府河内長野市岩瀬239番地325 イ 氏名 浦尻 典一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第923号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第864号 平成30年5月農林水産省告示第1130号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年11月6日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>に、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年11月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市南越前町56番地1 イ 氏名 公文 顯 (2)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村大栃1480番地 イ 氏名 公文 顯</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第924号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第865号 平成30年5月農林水産省告示第1134号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年11月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町宮ヶ平2番地 イ 氏名 高平 清志 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜5330番地11 イ 氏名 伊藤 藤富 (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大屋845番地 イ 氏名 伊藤 信子 (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山299番地 イ 氏名 半場 幸一</p>	<p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1143番地33 イ 氏名 中西 稔</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 一雄</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市南花田町73番地 イ 氏名 野地 達雄</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中内 正恵</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野1334番地7 沢田マンション4階87号 イ 氏名 平野 都子</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 愛媛県新居浜市角野2865番地1 イ 氏名 山中 義明</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 愛媛県越智郡大西町大字紺原甲1223番地1 イ 氏名 中内 富男</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 愛媛県越智郡大西町大字新田甲1037番地 イ 氏名 中内 富男</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高知市梅ノ辻12番1号 イ 氏名 味元 千代美</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高知市梅ノ辻12番1号 イ 氏名 味元 良子</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市長尾山町13番地 イ 氏名 中内 正恵</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所</p>
--	--	---

高知市朝倉戊937番地49
 イ 氏名
 平野 敏恵
 (17)ア 登記簿記載の住所
 吾川郡仁淀川町大屋845番地
 イ 氏名
 伊藤 信子
 (18)ア 登記簿記載の住所
 高知市一宮西町二丁目8番7号 ベルコートナカオ
 102号
 イ 氏名
 平野 都子
 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林
 として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成元年1月農林水産省告示第53号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
 期間及び樹種について

高知県告示第866号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成30年10月15日に次のとおり認可した。

平成30年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第509号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中

あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを含 む。）	物部川の杉田えん堤から下流の区 域	5月15日から 9月30日まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区 域	7月1日から 12月31日まで
	えさ釣り	物部川の杉田えん堤から下流の区 域	7月15日から 9月30日まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区 域	8月1日から 12月31日まで
	よこ掛け	物部川の統合ぜきから杉田えん堤 までの区域	6月1日から 9月30日まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区 域	7月1日から 12月31日まで
物部川の高知工業高等専門学校前 の同川左岸に設置されている標柱 から同川右岸に設置されている標 柱を見通した線から下流の区域		ただし書の規 定に基づき延 長された期間	

を

あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（友釣りを含 む。）	物部川の杉田えん堤から下流の区 域	5月15日から 9月30日まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区 域	7月1日から 12月31日まで
	えさ釣り	物部川の杉田えん堤から上流の区	8月1日から

		域	12月31日まで
	よこ掛け（しゃびきを含む。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日から12月31日まで
		物部川の高知工業高等専門学校前の同川左岸に設置されている標柱から同川右岸に設置されている標柱を見通した線から下流の区域	ただし書の規定に基づき延長された期間

に、

あまご	すくい網 さお漁	物部川の杉田えん堤から上流の区域	3月1日から8月31日まで
	ぎじ釣り（毛ばり釣り及びルアー釣りに限る。）	物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで
もずくがに	かに籠		9月1日から11月30日まで

を「

あまご	すくい網 さお漁（ぎじ釣りを除く。）	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	3月1日から8月31日まで
	ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	3月1日から8月31日まで
		物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで
もずくがに	かに籠	物部川の杉田えん堤から下流の区域	9月1日から11月30日まで

に改め、同条に次の1項を加える。

6 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、中学生以下の者は、この限りでない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣り及び友釣りを含む。） えさ釣り よこ掛け 玉じゃくり	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川児童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	7月1日から8月31日まで
あまご	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣りを含む。） 玉じゃくり		3月1日から8月31日まで

第5条の表中

あまご	全長10センチメートル以下
-----	---------------

を

あまご	全長15センチメートル以下
-----	---------------

に改める。

第6条第2項の表中

肢体不自由者 70歳から79歳までの者	3,000円	1,500円
80歳以上の者	500円	500円

を

女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者 70歳から79歳までの者	3,000円	1,500円
20歳以下の者（中学生以下の者を除く。） 80歳以上の者	500円	500円

に改める。

附則として次のように加える。
 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成31年1月1日

高知県告示第867号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
 平成30年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高岡郡佐川町字野ヨリ	甲398番5	6.00	44.19	

 公 告

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項の規定により、平成30年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

平成30年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	藤田 豊作	四万十市中村一条通三丁目
同	岡本 光男	高岡郡日高村本村
同	齊藤 一孝	安芸郡奈半利町乙
商工業関係	濱田 敦夫	四万十市西土佐用井
農林業関係	弘田 憲一	南国市篠原
水産業関係	武政 嘉八	土佐清水市中浜
建設業関係	植田 康一	高知市昭和町
社会福祉関係	藤崎 忠男	高知市高須三丁目
同	上村 明弘	長岡郡大豊町日浦
保健衛生関係	松岡 鍊三	高知市和泉町
同	徳弘 京子	高知市桜井町二丁目
同	佐野 明彦	南国市篠原
同	野村 圭介	高知市城山町
同	小倉 克巳	高知市一宮中町二丁目
災害防除関係	福井 雅一	高知市葛島三丁目
同	杉本 正守	幡多郡黒潮町伊田

 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

<p>平成30年11月6日 高知県警察本部長 宇田川 佳宏</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量 高知県警察本部で使用する電気 一式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 購入物品の供給期間 平成31年4月1日午前零時から平成32年12月31日午後12時まで</p> <p>(4) 購入物品の供給場所 高知県警察本部</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に</p>	<p>示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部警務部会計課 電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成30年11月6日（火）から同年12月7日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成30年11月6日午前9時から同年12月7日午後12時までの間に高知県警察本部入札情報のホームページ（http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/keimu/kaikei/nyuusatu/nyuusatu.html）で交付する。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 入札書を平成30年12月18日（火）午後5時までに(1)の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 ア 日時 平成30年12月19日（水）午後1時 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部4階403会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年12月7日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効</p>	<p>この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年11月28日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Police Headquarters</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 7 December 2018</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 18 December 2018</p> <p>(4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p>
--	--	--

(5) Others: As in the tender documentation

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・9・4	10069	○告示	2	右 (41)	その <u>図面及び関係書類</u>	その <u>関係書類</u>
			3	左 (22)		
				中 (3)		
				中 (13・14)	香美市香北町有瀬字中々川420（次の図に示す部分に限る。） <u>、421、422、字下中川508・509（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</u>	香美市香北町有瀬字中々川420から422まで、字下中川508、509
			4	中 (30)	その <u>図面及び関係書類</u>	その <u>関係書類</u>
				右 (12)		
				右 (38)		
				左 (20)		
	中 (2)					